

平成27年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成27年5月22日（金）午後6時00分～8時00分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長
矢吹 徹雄 副会長
植松 美由紀 委員
村上 岑子 委員（欠席）
斯波 悦久 委員

[事務局] 総務部長 佐々木 隆哉
同部情報政策課長 椿原 功
同課文書・統計担当 主査 工藤 隆之
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二
同課文書・統計担当 主事 波 京平

[諮問課] ①教育委員会 生涯学習部長 百井 宏己
学校給食センター 主査 近藤 和磨 主任 新井田 栄治
②福祉総務課
課長 池田 幸夫、主査 宮 一作、主事 沼田 慎吾
③総務課危機管理担当
課長 佐藤 祐典、主査 飛鳥 謙一、主任 松原 正人

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- 1 学校給食費収納管理システムとのオンライン結合について（諮問）の取下げについて（環境市民部市民課、継続審査）
- 2 平成27年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について（保健福祉部福祉総務課）
- 3 避難行動要支援者情報の外部機関への事前提供について（総務部総務課危機管理担当）

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】みなさま本日もお集まりいただきましてありがとうございます。ただいま

から平成27年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。それでは会長よりごあいさつ申し上げます。

【向田会長】こんばんは、平成27年度に入っの最初の第1回個人情報保護審査会です。今日はかなり内容の濃い案件がございますので、なるべくスムーズに審議を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局のほうから議題等についての説明をお願いいたします。

【椿原課長】本日の議題は最初に前回審査会より継続審議となっておりました環境市民部市民課所管の学校給食費収納管理システムのオンライン結合についての諮問の取り下げについて、教育委員会生涯学習部学校給食センターより説明したのち2件のご審議をいただきます。1件目は保健福祉部福祉総務課所管の平成27年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について、2件目は総務部総務課危機管理担当所管の避難行動要支援者情報の外部機関への事前提供についてとなります。最後に報告事項として平成26年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきまして私からご説明を申し上げます。

【向田会長】それでは諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【佐々木部長】 =諮問書読み上げ=

【向田会長】それでは諮問1の学校給食費収納管理システムとのオンライン結合についての諮問取り下げについて所管課よりご説明をお願いいたします。

【近藤主査】教育委員会生涯学習部学校給食センターの近藤です。宜しく申し上げます。私から、諮問の取下げにつきまして、説明をさせていただきます。前回の審査会におきまして、委員の皆様からは、オンライン結合によって得られるメリットよりも、不必要な個人情報を扱うことによるデメリット、危険性の方が大きいということ。また、教育委員会の学齢簿システムと連動し、正確な児童生徒情報を取り込むことができるのであれば、オンライン結合は不要なのではないか。などのご意見をいただいたところでございます。これらを踏まえまして再度、内部で検討を行った結果、皆様ご指摘の危険性を完全に排除することはできないこと、それから教育委員会が保有する情報を活用することで収納管理システムの運用が可能であること、以上のことからオンライン結合については再考する必要があると判断し、提出した諮問書を取り下げすることといたしました。説明は以上となります。ご審議の程、宜しく申し上げます。

【向田会長】ただいま取り下げにつきましてご説明がございましたが、なにかご質問等がございましたらどうぞ。

【向田会長】特になければ本件につきましては了承するというところでよろしいですね。

【百井部長】 2回にわたりましてご検討、本当にありがとうございました。特に個人情報を取り扱う事務につきましてはこれまでも慎重に取り扱ってきたところですが、事務を進めるにあたりましてはその準備、研究検討を十分尽くしてこれからも取り進めていきたいという風に思っています。どうもありがとうございました。

【向田会長】 それでは諮問の2番目ですね、平成27年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供についてという案件でございます。それでは諮問課より諮問内容のご説明をお願いいたします。

【宮 主査】 福祉総務課企画総務担当主査の宮と申します。よろしく申し上げます。平成27年度の臨時福祉給付金について私から説明させていただきます。目的としましては低所得者に対し、消費税率が5%から8%に引き上げられたことによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給します。実施主体は市であり、必要経費については、国が全額負担します。支給対象者は市町村民税の均等割が課税されていない者になります。支給額は平成27年1月1日時点で石狩市に住民票のある者に、平成27年10月から平成28年9月の1年分として1人につき6,000円支給します。スケジュールは8月から9月ころに申請受付を開始し、10月以降から支給を開始するという事になっております。

続きまして石狩市の臨時福祉給付金の事務について説明したいと思います。事務の流れについて、書類番号2-6のフロー図をご覧ください。まず1番目の住基データですが、これは市民課に提供依頼を行います。2番目といたしまして市民税課税状況データ、これは税務課に提供依頼を出します。3番目としまして支給対象者の絞り込みということで、それぞれ市民課から頂いた住基のデータと2番目の税務課から提供していただいた課税情報データを突合いたしまして、臨時福祉給付金の対象者を絞り込むという作業を行います。4番目に申請書を送付ということになるのですが、委託業者の事務センターから支給対象者と思われる世帯に対しまして申請書を送付いたします。5番目に申請書の受理ということで、事務センターで申請書を受理しまして、記載内容を確認いたします。6番目に支給対象者の確認ということで事務センターから支給対象者データを市役所の福祉総務課にいただきまして、支給決定について決裁を回して確定するという作業を行います。7番目に6番目で申請された方に対しまして、支給者に対しては支給決定通知書、不支給の方に対しては不支給決定通知書を送付いたします。その通知書を発送した後に、給付金を支給するという流れになります。今のところ10月から3月の間で計8回支給する予定でございます。

続きまして平成27年度の臨時福祉給付金実施の通知についてご説明させていただきます。書類番号2-2になります。厚生労働省社会援護局より

平成27年4月13日付社援発第2号において書類番号2-3が配布されていますが、こちらは国の要領になります。この要領が添付のとおり平成27年度臨時福祉給付金実施についての通知がありました。尚、平成26年度にも実施しているのですけれども、書類番号2-4も一緒に添付されておりまして、これは平成26年度と27年度の比較となっており、また、国から実施通知を受けまして、書類番号2-5は石狩市においての要綱を作成いたしました。支給事務を実施していきたいと考えております。

最後に、本件の目的に関連いたします申請書の送付方法について説明させていただきます。申請書の送付方法については、市町村民税の均等割が課税されていない方のリストを作成し、対象者と思われる方へ氏名等を予め印字した申請書を直接送付することが、効率的かつ申請者への利便性に配慮した申請手続きであり、給付金を着実に対象者へ支給するためには非常に効果的であると考えております。そのためには、市民税課税状況データの利用が必要であるため、書類番号2-1の別紙にあります、住民税の情報のうち1番目に宛名番号、2番目に年度、3番目に世帯番号、4番目に申告区分、5番目に扶養者区分、6番目に扶養者宛名番号、7番目に市町村民税均等割額という情報をいただきたく、税情報の利用と提供についてこのたび諮問させていただきました。また、10月から支給開始するためには、6月中旬には市民税課税状況データが必要であることから、このたびの個人情報保護審査会に書類番号2-1のとおり諮問した次第でございます。以上、私からの説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【向田会長】ありがとうございました。どうぞご自由に。

【矢吹副会長】これが使えないとどういうことになりますか。

【池田課長】市民に申請書を送付しなければ全件を打たなければいけない、申請行為を促すために行わなくてはならないと考えております。

【矢吹副会長】要するに住民登録をしている人全員に送るということですか。

【池田課長】はい。

【斯波委員】この事業は昨年からでしたよね。昨年はどうされていたのですか。

【池田課長】昨年も同様に、こちらから申請書を送付しているところであります。

【斯波委員】あの、諮問はありましたでしょうか。

【池田課長】申し訳ございません。昨年は諮問をせずに事務作業を取り行わせていただいたところでございます。

【斯波委員】では、手作業でやったということなのですね。

【池田課長】いえ、税データを活用しました。

【植松委員】事務フローは昨年のフローと同じということなのですね。

【宮 主査】はい、そうです。

【植松委員】この中で3から4に行くところでデータを抽出されましたよね。事務セン

ターは委託業者がされるということですがけれども、データの移行というか送付はどのようなかたちでされているのですか。

【宮 主査】送付ですか。

【植松委員】データを渡すわけですよ。

【宮 主査】札幌市のほうに事務センターがありまして、そちらで事務を行いますが、同じシステムを専用回線であるVPN回線を用い、それで市役所内にも同じシステムを置いています。データは市役所内で読み込ませることになっておりますので、データは市役所内から出ないことにはなっています。

【植松委員】この4番目の申請書送付に関してですが、事務センターも市役所のなかでの作業ということになるわけでしょうか。

【椿原課長】補足しますと、事務センターは外部の委託業者のセンターほうにあって、端末は同じシステムの端末が市役所の事務のフロアにあって、専用の回線を1対1で結んでデータの送りこみをやったということですね。

【宮 主査】はい、そうです。

【植松委員】委託業者のところとデータのやり取りを1対1でされたということですね

【椿原課長】はい、そういうことでよかったですね。

【宮 主査】データは市役所でいれてですね。

【佐々木部長】市役所の端末にデータを読みに来るってということですよ。

【宮 主査】市役所のシステムにデータをいれました。

【椿原課長】データはどこに行ったかということです。

【池田課長】総務部長の言われた通り、先方の委託業者が取りに来るといふかたちになります。

【椿原課長】市の端末に入れて必要な分だけ委託業者がアクセスしてくるということですか。

【宮 主査】事務センターにあるシステムと市役所内にあるシステムが全く同じものがありまして、そのデータの読み込みですとかは全部市役所内で済ませることができます。市役所内で全部済ませ、事務センターのシステムも全く同じ状況になります。

【椿原課長】その同じ状況になったというのを、今の質問はデータの所在はどこにあるのですかということで、例えば市役所側にだけデータはありますとか、同じものが委託側のパソコンの中にもありますとか、そういうことを聞いています。

【宮 主査】あります。

【椿原課長】それとデータは事務センターに送ってしまって、市役所側にはなくなりますということなのか、その辺りを教えてくださいということだと思います。

【宮 主査】こちらにもあります。

【椿原課長】両方にあるということですか。

- 【宮 主査】そうです、両方にあるということになります。
- 【矢吹副会長】そうすると市役所においてある端末とセンターに置いてある端末はどういう回線で結ばれているのですか。
- 【宮 主査】VPN回線という専用回線でインターネットにつながっていない回線なので、事務センターと市役所の端末でしか繋がっていない回線になっています。
- 【椿原課長】閉鎖回線ですね。
- 【向田会長】それで事務センターに行ったデータの保存はどういうことになっているのですか。この事務を行った後、どうなるのですか。
- 【宮 主査】終わった後は契約書にも書いてあるのですが、契約終了後に削除しまして、私も立ち会うのですが福祉総務課の職員が立ち会いまして削除するところまで見て、終了後には書類で交わしまして、お互い1通ずつ持って保管しております。
- 【池田課長】平成26年度はこの形式でデータ削除を行いまして平成27年度も同様になります。
- 【向田会長】すると平成26年度は削除されているのですね。
- 【宮 主査】削除されています。
- 【矢吹副会長】それは市役所側にある端末のデータも削除されているのですか。
- 【宮 主査】はい。
- 【向田会長】そうするとセンターに渡すデータというのは要するに絞り込んだ該当者だけの情報ですか。
- 【宮 主査】そういうことです。
- 【植松委員】突き合わせまでが外の大本のところやって、突き合わせで絞り込んだものが市役所に送られてくるっていうことですね。
- 【椿原課長】対象者と思われる者に絞り込んだデータで処理をしていくということですね。多分申請主義ということなのでしょうね。
- 【宮 主査】はい。
- 【椿原課長】申請主義だから申請してこないと処理されない。
- 【植松委員】このフローの7番目にある通知書を送付する際には、作業はもちろん事務センターが行うわけですね。
- 【宮 主査】はい、そうです。
- 【斯波委員】この住民情報、別紙の1-7番のこの宛名番号から市町村民税均等割額まで情報をいただくということになっていますけども、均等割が0円の人を対象にするということをやっていたよね。均等割額の表示がある人も必要だということになるのですか。
- 【宮 主査】はい、なります。
- 【斯波委員】そのへんはどういう理由からですか。
- 【宮 主査】課税非課税を確認するためにこの情報は必要で、昨年と同じようにやって

いるのですがプログラムが昨年、既にできておりました。昨年も今回お示しした内容でデータをいただいております、今年度もこの情報をいただければ処理ができるようにプログラムは確定しています。データの作成業者は日立ですが、その業者も既にプログラムができております。

【池田課長】補足いたします。給付金の対象者は非課税かどうかということで、斯波委員のご指摘の通り税額まで必要があるかどうかというご質問でございますが、税データ並びに私どもの給付、この絞り込みの作業の段階においてそのシステムを検討した結果です。現在ある情報、そしてこれから市で求めている情報を考慮した結果、効率的で迅速な手法としてこの税データにおける税額をいただくことで、この対象者絞り込みがスムーズに行えるとそう判断して26年度システムを組んだところでございます。今年はそのシステムを引き続き使う予定でございますので同様に税額をデータとして取り込みたいと考えているところでございます。

【矢吹副会長】税の側で0円の人のみ選んで情報を提供する。そういうことはできないのですか。

【池田課長】今回の対象者としまして非課税であること、並びに課税を免除されているという要件がございます。その際にはやはり税額が出てきます。具体的なケースですと災害等により免除されるケースがございます。その際は税額が出てしまう。こうしたことを考慮しますと税額から判断したほうが効率的であると考えております。

【向田会長】これ、昨年の事例で行くと対象者ってどれくらいいるのですか。

【宮 主査】対象者ですか。

【向田会長】要するに支給対象者。

【池田課長】すみません、今至急調べますので回答を保留させていただきます。

【椿原課長】宮主査、市町村民税の均等割額のところに0データがくるわけではなかったですか。

【宮 主査】0だけではないです。

【矢吹副会長】必要なのは0の人と免除を受けている人、ということですね。そうすると税務のほうでそういうものを選び出して、それをそちらへ情報として流すということとはできないのですか。

【宮 主査】今回非課税の方が対象になるのですが、非課税だからといってすべてが対象になるわけではありません。

【池田課長】委員がおっしゃっていることは、あらかじめ税データの整理において該当すると思われるデータのみをこちらにいただくことはできなかったのか、そういう検討は去年なされなかったのかということです。

【宮 主査】去年はなかったです。

【池田課長】申し訳ございません。システム構築される委託業者も交えた検討の中で全

件における税額データが必要であると判断いたしました。

【矢吹副会長】2つあって、1つは選び出して情報を出すのが大変であるというシステム構築の方の問題と、それからもう1つ全件、とにかく税額情報がなければ対象者を絞り込めないというこちらの支給という観点の問題とがあるわけですね。必要だと判断したのはどちらの観点からですかということです。

【池田課長】今となっては確認のしようがないのでございますけど、私担当課長でございますが、現在の作業並びに原部との検討状況から推測いたします。委員のおっしゃる初めの理由でこうしたかたちをとったと推測されます。

【椿原課長】あと、支給決定通知したあと市役所になぜわたしは対象とならなかったのでしょうか、というような質問が来たときに端末をたたいてその理由を伝えるツールの一つにはなりうるということは、私は小耳にはさんでおりました。

【矢吹副会長】要するに通知をもらわなかった人がなぜわたしには通知が来なかったのかという問い合わせもありうるわけですね。

【宮 主査】失礼します。先ほどの対象者はどのくらいかという質問について、昨年度の支給対象者なのですけども10,556人でした。

【矢吹副会長】市に何人いましたか、住民登録している人は、おおよそでいいです。

【椿原課長】59,000人です。

【向田会長】それは大変な作業ですね。

【池田課長】全国的にこのことは課題になっております。とくに自治体側から国の方に要請があったのはやはり税データを活用してスムーズに進むようにこれを法制化していただきたいという要請があったのですが、残念ながらそれはかなえていただけなかった状況です。

【斯波委員】住民税情報の申告区分の未申告、それ以外、扶養者区分の扶養者、それ以外となっていますけれども、これはどういう内容なのか教えていただけますか。

【宮 主査】申告区分なのですけども未申告の方についても支給対象者となる可能性があります。申請をいただいたときには未申告なのですが、そのあと申告されて対象になるか対象にならないか、どちらの可能性もあるので、これらの方々には申請書の送付対象として考えております。そのためにこの申告区分は必要ということになっております。扶養者区分なのですがこれは扶養者、扶養されている方の人数を確認するために必要な項目ということになっております。

【斯波委員】扶養者1人に6,000円のカウントになるということでしたよね。

【宮 主査】はい。

【向田会長】その他いかがでしょうか、ちょっと気になったのは使用したデータは始末するのはどうなっているのかといのは決められているのですね。使用した後の情報をどういう風に処理するのですか。

【椿原課長】抹消については石狩市の情報セキュリティポリシーでどういう取扱いをしたらいいのかというのは決められていまして、先ほどの説明がありました立ち会いのもと、確実に消去を確認するというのと、証明を出してもらう部分は当課でも他の情報システムで情報を消す場合にはそういった手順になっていますので、その辺りはきちんと履行していただくようなかたちになっています。

【矢吹副会長】それは委託業者さんのところにある情報ですね。石狩市の端末の情報はということになるのですか。

【椿原課長】石狩市の端末についても同様です。今回石狩市の端末は委託でいれている端末ですので委託業者も市役所側も同じ手続きになります。

【植松委員】委託業者でデータを扱われる方はどれくらいいらっしゃるのですか。

【宮 主査】職員数はですね、昨年度は6名いました。今年はまだ決まってはいいのですが大幅に減ることはないです。

【池田課長】今年も同様に6名程度を考えております。

【向田会長】そのほかご意見が無いようでしたら課税状況データの目的外利用と提供についてこれを認めたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、そういう形で答申をしたいと思えます。ご苦労様でした。

【向田会長】それでは諮問の3番目でございます。避難行動要支援者情報の外部機関への事前提供についてということでありまして。それではこの内容等について説明をお願いいたします。

【佐藤課長】私、総務課危機管理担当の佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。資料の訂正の話です。まず、諮問書でございますが、事前にお送りしておりました諮問書に1箇所訂正がありましたので、訂正済みの諮問書をお手元に配布しております。書類番号3-1です。訂正箇所は、最も下の行、2 情報の提供先で、事前配布では『石狩消防署』と記載しておりましたが、正しくは『石狩北部地区消防事務組合』でございます。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者、これを避難行動要支援者と呼びます。今回の諮問は、この避難行動要支援者の名簿を外部組織となる消防組織や町内会長などの避難支援等関係者に対して、災害発生に備えて事前提供したいというものです。

では、資料に沿ってご説明をさせていただきますが、最初に名簿制度のアウトライン、次に名簿の作成、利用及び提供の方法等について進めてまいります。1 ページ、書類番号3-2 です。平成25年6月に改正された災害対策基本法により、市町村長には避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。それは、東日本大震災の際に、これまで国のガイドラインに基づ

き作成された要援護者名簿では個人情報保護の関係から十分に活用されなかつた例があることを踏まえ、避難行動要支援者名簿と個人情報保護との関係も併せて法的に整理されたものです。

具体的には、書類番号3-4を併せてご覧ください。まず1つ目としまして法第49条の10第3項市町村長は、名簿作成のために要配慮者の情報を内部で目的外利用することができる。2つ目、法第49条の10第4項市町村長は、知事等に対して名簿作成のために要配慮者の情報提供を求めることができる。3つ目、法第49条の11第1項市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を内部で目的外利用することができる。4つ目、法第49条の11第3項市町村長は、災害時に避難行動要支援者の生命又は身体と保護するために特に必要なときは、本人の同意なしで名簿情報を外部に提供できる。5つ目、法第49条の11第2項市町村長は、災害発生に備え、つまり平常時から、災害時に避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。ただし、当該市町村条例に特別の定めがある場合を除き、情報提供に本人が同意しない場合はこの限りではないとされています。ここで、平時から情報提供をするためには2つのパターンがあります。1つは、本人同意をとる方法による個別の判断、もう1つは条例に特別の定めがあるという一括判断です。市として効果的な避難支援のためには一括判断が必要と考えております。また、条例に特別の定めとは、その旨を条例で定める場合のほか、個人情報保護条例に基づき審査会の意見を聴いて外部提供する場合も含むとされているため、今回、審査会に諮問するものであります。

次に、今回の諮問内容をご説明いたします。書類番号3-2、2ページ、避難支援関係者となる者についてですが、災害が発生した場合を想定して、各町内会長及び自治会長と石狩北部消防事務組合の2つの避難支援に携わる関係者として事前に名簿を渡したいと考えております。ここで事前提供の必要性、個別同意の取り扱いNGの理由でございます。2ページ下段ですが、災害には、予測可能なものと不可能なものがある。特に地震については、予兆が無く突発的に発生し、かつ広い範囲にわたり、一瞬で状況が一変する予測の利かない災害です。このような突発的な災害が石狩市の最大のリスクであり、道路の寸断や通信が途絶える可能性が非常に高い中で、一刻も早い対処が求められるのは言うまでもありません。名簿情報の提供方法を、同意の有無で分けた場合、名簿は同意した者と同意していない者の二通りの管理が必要になります。特に同意をしていない者の名簿は、突発的災害の発生後にしか提供できません。しかし、その段階では職員も含め市役所自体の機能もダウンしている可能性もあり、数多い町内会長等には名簿の情報提供は出来ず、結果として不同意者には十分な支援を行えない可能性が高くなります。

したがって、効果的な避難支援のためには一括判断が必要と考えているのです。

次に名簿情報の活用でございますが、まず、消防についてですが、石狩市の消防の事務については、石狩北部地区消防事務組合という、石狩市、当別町、新篠津村の3つの自治体で構成する一部事務組合で業務に当たっています。消防署は各々の自治体にあり、消防本部の事務について共同で処理しているものです。具体的な利用方法は、災害時、火災や救助等が名簿登載者の住宅及びその付近で発生した場合には、指令センターから消防部隊に情報提供する。また、避難勧告及び避難指示等があった場合、避難地区の名簿登載者を指令センターから消防部隊に情報提供する。ともに提供を受けた消防部隊は、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、救助活動を行います。平常時でも、名簿登載者の住宅付近で火災等が発生し、延焼等により避難が必要な場合など、指令センターから消防部隊に情報提供することにより、優先的に救出活動を行います。このように、消防では平常時から避難支援等に必要な限度で名簿情報を利用しようとするものです。

国からの通知では、市が単独で設置する消防の場合は、法第49条の11第1項の規定が適用され、本人同意なしで避難支援等に必要な限度で平常時から名簿情報を利用できるとされています。現状、石狩消防署は一部事務組合の外部機関であります。名簿の利用においては単独消防署と同様の取り扱いを実現したいというものであり、これが諮問の理由となります。

次に、各町内会長及び自治会長についてですが、こちらは災害発生時に必要となる名簿を事前に町内会長へ渡しはするが、糊付け封印した封筒で渡します。名簿は町内会長のエリアの名簿登載者を抽出し、最小限のものに限定します。そして、災害時に要支援者を保護する必要があると認められるときに限り、封筒を破って名簿を取り出し、活用してもらおうと考えています。町内会というコミュニティでは、顔と名簿が一致する関係であるため、いざというときに名簿を開いても地域住民相互の緊密な連携のもと協力し合い、名簿登載者の安否確認・避難誘導が可能であると考えられるためです。町内会が行う防災訓練でも、避難の際には要支援者の安否確認や避難補助を行うなど、避難誘導のメニューに取組み、その下地は訓練されています。なお、名簿は一年に一度は更新し、最新の状態を保ちます。そして、密封された封筒ごと一式交換いたします。

次に4ページ「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」についてですが、まず、避難能力の有無について、国の通知には、1つ目として警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力があるかどうか、2つ目に避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力があるかどうか、3つ目に避難行動を取る上で必要な身体能力があるかどうか、これら、3点について

着目して判断することとし、具体的な基準の例が資料4ページ中段の黒い実線の囲みの内容です。市としましては、このような例も参考として、福祉担当所管からの意見も聴きながら、名簿に掲載する者の範囲を資料4ページ上段に列挙しております。資料4ページ下段から5ページにかけては、各々の判断基準ではどのような方々が該当するのか、また、該当人数はどの程度なのかを示しています。最後の基準として、その他特に支援の必要を認めた者については、2つのケースを考えております。まず、従前の名簿である災害時要援護者名簿に登録されていた者のことで平成16年度から市が災害時の避難誘導等の支援や、日常的な安否確認のため手上げ方式で作成していた名簿です。今回の避難行動要支援者名簿の制度に引き継がれて役目を終えますので、これまでの名簿に掲載されていた方についても、登載を望まない方を除き、引き続き新名簿にも登載するものです。

次に、福祉担当者所管が必要と認めた者。例えば、要介護認定基準では該当しないが、認知症の程度により避難支援が必要な方もいるという、担当所管の意見を反映した基準です。なお、社会福祉施設へ入居している方については、施設において避難支援が受けられることから、名簿掲載する者の範囲を生活の基盤が自宅にある方としております。また、名簿掲載を望まない方についても手上げ方式により確認する機会を設けます。

次に6ページでございます。名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法についてですが、入手する情報については、6ページ上段の一覧表に記載のあるとおり、高齢者支援課と障がい支援課という市の福祉担当所管と従前の要援護者名簿をもつ、私ども総務課危機管理担当です。外部からの情報はありません。

次に7ページ名簿の更新に関する事項についてですが、名簿は、1年に1度は更新し、最新を保ちます。具体的な更新作業については、資料7ページ上段に記載のとおりです。そして、更新された名簿の共有についてですが、資料7ページ下段です。石狩北部消防事務組合に対しては、提供する情報も多くなりますので更新箇所が分かるような形で名簿を渡しておきたいと考えております。町内会及び自治会に対しては、新しい名簿を糊付け封印した封筒に入れて、封筒ごと交換します。交換する際には、名簿が封印されたまま保管されていたことを確認します。

次に8ページ、名簿の提供に関し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置についてですが、名簿情報の提供を受けたものについては、災害対策基本法第49条の13の規定により秘密保持義務がございます。町内会長及び自治会長に名簿を渡す際の具体的な方法をご説明いたします。まず、誓約書を提出していただきますが、誓約書には次の事項を記載いたします。また、その事項については、封印した封筒の表にも

遵守事項として記載し、目に付く形にいたします。遵守事項は、平時は封筒を開封しない、災害時以外は屋外に持ち出さない、名簿は対象者の避難支援以外に使用しない、対象者の避難支援のために必要なとき以外は、名簿の複写は行わない、更新により旧版となった名簿は、市に返却する、名簿の第三者に対する閲覧は厳禁とする、個人情報の保護に努める、名簿の紛失及び異常があった場合は、直ちに市に報告する、名簿の保管は第三者の目の届かない場所とし、同居の家族等にも配慮する。なお、資料への記載はございませんが、会長が代わったときは市に返却していただき、新しい会長には改めてお渡しするなどの運用をしております。石狩北部消防事務組合には、組織に対し適切な措置を講じていただくよう要請します。市内部においては、市情報セキュリティ対策基準に基づき、取り扱います。以上、資料の説明を終わります。

【向田会長】はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてどうぞ自由に質問してください。

【矢吹副会長】資料の3/8、3-2の3/8のところにもあるように自治会長、町内会長に関してはいくら誓約書をとってもなんのペナルティもないということですね。

【佐藤課長】法的な罰則としてはないです。その辺に関してはですね、罰則はございませんが、町内会と市という関係で常日頃関係を保ちながらいろんな部分で仕事させていただいております。そういったことも含めて、誓約書を交わし、それから封印した封筒をお渡しするというような中でお互いに罰則以上の制約は加わるのかなというふうには考えているのですが。

【矢吹副会長】別に町内会長やめたとしても、社会的に困るというわけではございません。必ずしも市との関係、市と密接に連絡取っていますからということは町内会長、自治会長の行動を規制する手段にはならないだろうと思うのです。石狩北部地区消防のほうは公務員で罰則規定もありますし、なくても懲戒処分解雇されてしまったら明日から生活に困るわけです。これは大きなペナルティになるけれども、町内会長をクビになっても多分明日から生活に困らないどころか、場合によっては面倒くさい仕事から解放されたといってお喜ぶことになるかも知れません。ということで全くここはペナルティがなくて、ご本人の善意に期待をすると、そういう格好ですね。それと町内会長さんや自治会長さんは何名くらいいるのですか。

【佐藤課長】町内会はですね、旧石狩、厚田、浜益含めると124の組織がございます。

【矢吹副会長】つまり、124名いるということですね。

【佐藤課長】そうですね。

【向田会長】これ、のり付した密封封筒って、実際何か災害が起きるまでは開けられないわけですね。

【佐藤課長】災害があったときには開けられるようなかたちにはしますが、密封した封筒です。

【向田会長】むしろ普段、日ごろからちゃんと把握しておいて災害が起きた時に避難支援ができなければいけないのではないのでしょうか。何か見ていると苦肉の策のような感じがするのですが。

【佐藤課長】苦肉の策といいますか、まずは密封封筒することによって、のぞき見ですとか、そういった災害の時以外には開けてはいけないのだということ自体はそのものを見れば、さらに誓約書を書いていただいた段階で、もうお話をさせていただいた段階で理解はしていただいていると思います。結局、災害があったときに私たちがその段階からいくら名簿情報を伝えようと思っても手段としてはほとんど限られてしまい、124名という箇所に私たちが分散する作業というのは現実的にできないと思うのですね。災害があったときに町内会長さんが開けられる、使える状態を何とか確保したい。この個人情報という大切なものでございますので、そのときに誰に配ったらよいのかというのをよく吟味した関係が消防と町内会でございます。

【矢吹副会長】1つはそれを言い出すと災害時に124名が機能するかどうかはそもそもの問題なのです。例えば端的に言うと町内会長自らが被災をするということもあります。それから被災しなくても本当にその人たちが人の救援活動をする余裕があるのだろうかという問題もあります。自分が逃げるのに精一杯であるということもあります。さらに、私がさっき言ったような危険もあります。情報を約束に違反して誓約に違反して、見てしまうと、そういうところで町内会長や自治会長に本人の同意なく要支援者の同意なく情報を渡すことがいいのでしょうか。もう1つ逆に言うと、手挙げて私のことは知っておいてくださいと言う人に関しては災害時にのみ知るのではなくて、災害が起こる以前から知っておいて欲しいということもあるだろうと思います。災害が起きてから封を切って初めて見て、あそこの家のあの人とはいうよりも、普段から目配りしておいてくれて1番に私のところに駆けつけて助けてほしいという方も逆にいるだろうと考えると、はたして手挙げ方式でなくて対象者みんなの情報をこのように封印などをして渡すということで本当に機能しうるのかという問題があるような気がいたします。

【佐藤課長】実際そういった制度の中で私どもも平成16年度からやっております。平成17年度には国がこの名簿の災害時要援護者名簿、そういったもののガイドラインを作り、手挙げ方式で名簿を作りました。ですが、資料の1枚目にも書きましたが東日本大震災ですとかそういった時にはですね、そういった個人情報の取扱いという難しさから手挙げ方式でガイドラインも作られてその名簿も作りました。なかなか本来助けなければいけないような方々というのも全て網羅できたかというところではなかったというような反省もあ

り、今回、法改正にもなった災害対策基本法のなかでは自ら避難ができない方ですとかそういう部分の基準を明確化した中でそれで抽出しようということでございます。抽出されたものについて、同意するもの、同意しないもの、もしかすると説明をしてもその趣旨自体がしっかりと理解し難い方もいらっしゃるかもしれませんが、要介護ですとかそういった状況の中でいらっしゃる方、そういった方々も含めて同意をとるか、とらないかということを考えています。ただ、そうなりますと先ほど申し上げましたように同意方式ですと名簿が同意のとれたものとれないもの、同意をとれたものについては事前に渡すことができますが、同意をとれない方たちについては、私たちは同じような避難支援はできないのではないかとということです。名簿を事前に渡すことができませんから避難支援等の関係者に対して情報を渡すことができない。先生がおっしゃいますように、もしかしたら町内会長も死んでいるかもしれないですとか、それからそういった余裕はないのではないかと、情報が出るリスクがあるのではないかとということでございましたが、人の命、災害時の人の命を助けるために情報を渡すことと、それから先生のおっしゃるリスクの部分もあることはわかっておりますが、どちらかという私どもは事前に渡しておくことのほうが大切だというふうに考えています。

【矢吹副会長】比較し得ないことを比較したわけでして、まず、渡すことによって本当に渡さないときよりも要支援者に対する支援が機能するかという問題、それはさっき言ったように渡しても渡した人自体が機能し得ない事態があるのではないかと話です。それからもう1つは個人情報が必要以外の時に漏れる危険ということを使ったわけです。ただ比較するとすれば漏れる危険を超えて要支援者を確実に支援できる、100%できますと、もし名簿がなければ0%ですと、これは極端な例ですけどね、というのであればそこで考える必要はあるかと思えます。それからもう1つ、ある意味自己責任的なところもあります。あなたは名簿にあらかじめ載せておいてそれを渡しておいてほしいですかと質問し、私は助けてほしいからそれを希望しますと、でも私は別に自分としては自分でやれるしそういう時はもうしょうがないと思っておりますと、だからあえて助けてもらう必要はないですと、そうお考えの方についてやらなきゃだめなのですということを使うのか、これは自己責任という議論があちこちで出てくるわけです。もう少し言うと、自己責任という考え方が基本的に私は好きではないけれども、あちこちで言われているわけだからそれも考える必要はあろうかと思えます。人によってそう思う人、それからそう思わない人がいる。ここをきちっとやはり考える必要はあろうかと思えます。もし、そうは言いながら市全体として考えたいというのであれば、ここで議論するよりは条例にすることにして議会で、要するに議会は住民の代表ですから、議会で議論して条例で決めた方がいいと思えます。

【斯波委員】町内会の会長さんあたりに密封封筒に入れてお渡しするというのはイメージ的に災害支援をするときに役に立つのかなという感じもして、ふと思ったのですが、考えてみると災害が終わった後のために例えば市役所が全滅してしまったときに情報が何もわからないでしまうということで、その時の状況判断とかそういうものが全くないというのはこれも困るなという気が私はしたのですけども、その時にこの密封の封筒を124名の会長さん方に事前にお渡しをして、漏れないという前提でお渡しをして、そういう市のほうからの機能が不全になったときに人を助けるというよりも、事後の処理の確認、安否確認だとかそういう状況判断をするときのものとして使うという面で、そういう使い方もあるのだと私は思っていたのですけども、そういう面ではできるだけ情報源という、そういうものが緊急の場合にはあってもいいのかなという気はしました。

【矢吹副会長】その場合は、多分要支援者だけではなくて、みなさんの安否確認が必要なのですよ。皆さんの情報が必要だ、それでよく考えてみると町内会ですから会員さんの名簿を持っているでしょう。それで事後の安否確認はできるでしょうと、そういうことを考えて町内会はきちんと名簿を作りましょうとか、そういうのは指導する必要があるのかもしれませんが、事後的なことを考えるとそういうことで出来るかなと思います。それよりも本当に普段から配慮するのであれば、逆に手挙げ方式を使ってその代わり公開されているというか、少なくともそれは会長さんに知られている。普段から見られる名簿で、普段から配慮するというふうにしたほうが実際には機能するよな気がするのですけどね。

【植松委員】1つ気になるのは、このジャンルの役割というのは民生委員の範疇ではないのかとずっと聞いていて思っていたのですけれども、町内会が124箇所ということですので、この124箇所の方が多分数は上だということなのかなと想像しているのですが、民生委員の数よりも。どうなのでしょう。

【佐々木部長】民生委員のほうが多いです。

【植松委員】ということは、こういうジャンルの方たちの情報って民生委員の方たちは把握されているわけですよ。

【佐藤課長】実際にこういった情報については民生委員の方がいいではないかという部分、民生委員は普段の地域の見守りですとかそういったところで福祉部局の中では見守りのネットワークのようなところからそれぞれ個別の普段から情報収集ですとかそういった安否確認についてだとかの話をしている部分があるという部分もありますので、私たち自体も今回配布先からは民生委員は民生委員なりの情報のネットワークがありますので、まず外している部分があるのです。この部分を事前に民生委員に渡してはいなくとも、民生委員は別な活動でやれるという部分はあります。私どもはまず法の中で名簿を

作ってそれを事前にいかに災害時に有効に働くかを考えて関係者に渡すというのが意義でございまして、災害時に、災害時のために名簿を出す、出して情報が漏れてしまうリスクと渡しておくリスクとそれについては比べようもないということでしたが、私どもはまず命を守るために少しでもそういった情報は出すべきだと、それも同意不同意に関わらず該当する方については全て出すべきだと。ただ、この名簿に対して載せてほしくないというような方々については資料中にも書かせていただきましたが広報ですとかいろんな周知の方法を使いまして、こういった名簿を作りますと、登載を望まない方についてはということで、これは手挙げをしていただくような考えではございます。ですから突き詰めれば本当に同意不同意なしに一律一括で市の方針として抽出される方々の名簿を町内会長などに渡してしまいたい。渡した段階で今町内会、平成25年、平成26年と市内全域で主要避難所単位の訓練をしております。その訓練というのは避難訓練、それから避難所に行っただけからの運営訓練この段階で要支援者というものが避難する時に身近な公園にみんな顔を合わせた段階で要支援者がちゃんと居るかどうかが確認しながら、それで顔を合わせてまた避難所に行くとき避難所に行っても誰々さんは居るのかというような、そういった安否確認をしながら避難所に向かうというような訓練もしてございます。ですから、先ほど町内会長が亡くなっている可能性もあるだとか、そんな余裕がないかもしれないという部分、余裕がないかどうかというのは組織の中で訓練もしていますので、ですからその辺につきましては十分周りの組織の中で名簿があれば補うことはできるだろうと考えています。

【向田会長】ですから今、避難訓練って日常的にやっているわけでしょう。その話とこの密封した封筒の話とはうまくリンクしていかないわけです。つまり、常日頃からそういう体制整えなければいけないわけですよ。そうすると、密封封筒の場合、事故が起きた時開いて、さあやりましたよという話になるわけで、ただそうするとこれは実際に使うものとして無理なんじゃないかなと思います。

【佐藤課長】実際ですね、町内会長が自分のところのテリトリーのなかで知っている方々と顔を見合わせて、町内会長だけでなく周りの役員さんも顔を見合わせて、周囲にどんな方々がいらっしゃるかというのはわかります。密封封筒開いていただいで中を見れば、ここの誰々さんねということはわかると、では密封封筒を開かなければ訓練ができないかといえばそうじゃなくてこういった名簿自体はあるのだとういことを想定してやっていますし、町内会の中ではそういったことで自分たちの名簿を作っているようなところもございまして、その名簿についてはその行動の中で実物でなければその行動に移せないとかそういうことではないとは思っています。

【矢吹副会長】まずね、基本的に言うと今話を聞いていると、名簿なんてそもそも必要ないですよ。だって、町内会長さんは皆さんの顔を知っているのですから、誰々さんいるよねと確認できると、ここまでできているのであれば名簿なんて一つもいらなと思います。どうして必要なのですか。

【佐藤課長】すみません、そういうふうに表示してしまって申し訳ございません。まず名簿はどここの何番地の誰々さんというふうなかたちで出てくると思います。誰々さんいるかい。といったかたちの中でいくと、町内会長さんが例えば誰々さんいるかい。といったら周りの役員さんですとか他の町内会の方が誰々さんはいる、誰々さんはいないね、それは町内会のコミュニティの中で答えが出てくることであって、すみません、町内会長さんが全て把握していることではございません。そういった中で避難所に向かうためにもじゃあ、あの人に声を掛けてこなくちゃいけないとか、あの人引っ張ってこなくちゃいけないとか、あの方は足が悪かったのだね、じゃあいっしょに行かなきゃいけないね、ということをやりながら避難所に行くと、そういうふうなかたちで名簿として活用していきたいと思っています。

【矢吹副会長】それも対象者だけの問題ではないですよ。そういうときって対象になってない人だって確認をして町内会全体としてまとまって避難所に行くのであれば、お隣の誰々さんいるかいという確認はお隣さんが名簿に載っている人であろうと載っていない人であろうと。だから、名簿が本当にこの町内会長さんに渡すことで本当に機能するのだろうかということと、もう1つさらに言うと、町内会長さんが亡くなった前提で考えると、この制約だとおそらく副会長さんでも町内会長さんの家族でも名簿を探せませんよね。偶然出てくるなら別ですけど、そうじゃない限り、名簿の保管は第三者の目の届かないところにするって書いてありますから、これ機能しえませんか。

【佐藤課長】書き方として第三者の目が届かないというのは、居間のそのへんに置いておくとかそれから子供の遊ぶようなところのそういうテリトリーに置いておくとか、そういったことなのです。そういった名簿自体があること自体は当然会長さんにはお預けしますが、組織の中でもお話ししますし家族の中でもお話しします。災害の時にはそういったことで活用はできると思っています。出せば100%活用できるかということ、やはり制限の中ですからそれでも出さなかった場合よりはずっと効果はあると、出さなければ0ですし。

【矢吹副会長】あの0というのは出さなかったら全員が被災するというわけではないですからね。

【佐々木部長】今回、法律で作成が義務付けられてしまっているわけですね。なおかつこれについては一定の要件に該当する人は全員名簿に載せろと決まっていると。ならば、その名簿をあらかじめ外部に提供していいかどうかというのは条例で決めるか、1人1人確認するという話になっておりまして、我々と

しては一括で名簿に載っている人は一括で外に提供しておかないと、実際に災害が起きた時に非常に問題があると、実際の避難支援が有効にできないだろうと思っています。ただ、では普段から自由に見られるような方式にしていだろうかということ、やはりそれについては個人情報保護、全員一括で外に出すということになるわけですから、自分の情報を普段から見られたら嫌だっという人は絶対いるはずですから、そういうことをするのは一括方式とは相容れないものがあるということで、こういう方式にしているのです。災害が起きた時に封を開けるといのは、普段から開けられればそれに越したことはありませんが、それは望んでない人が必ずいるわけですから、それはあえてこちらの方としては自制して、どうしても例えば普段から周りの方に声をかけてもらいたいというような人がいるのであれば、それは町内会の中で例えば手を挙げてもらうとかですね、いろんなやり方があるのだろうと思います。

【矢吹副会長】名簿を作るのではなくて、一括方式で事前に渡すことについて議論をしているわけでした、1つは一括方式で事前に渡すことが本当に、逆に言うと手挙げ方式で渡す人の名簿と事前に渡さない人の名簿とが分かれている時と比べて災害時の対応に大きな差がでるのかということと、それから事前に渡しておくことによって、個人情報漏れるという危険とそれを考えるべきだという議論をしているのであって、名簿を作るなという議論をしているのではないわけです。まず名簿を作って資料として持っているのはいいでしょうと、消防に渡すのは別組織にはなっているけども実質は一体の組織ですから、別にそれも構わないでしょうという議論になるわけで、それを超えて、本当に町内会長さんに事前に渡しておくということがどうなのかという議論です。手挙げ方式をとると名簿を2つ作らなくてはならないから面倒だというのはわかります。

【佐々木部長】面倒というよりは名簿を作った以上は名簿を活用して有効に避難支援してくださいというのが法律の建前ですから結局普段から名簿を出さないでくれと言っている人を知りませんということにはならないわけです。ですから結局、災害が起きた時点でこの名簿情報を何とかして現場に届けてその情報を使った支援活動をするっていうのは、そういう風に頑張れっていうのが法律の立てつけなのです。

【矢吹副会長】それはインフラがダメになって届かなきゃそれはそれでしょうがないということにはなると思うのですよ。もしそんなこと言うのであれば、なぜ町内会長だけを選ぶという話になってしまいます。同じことでどこまで届けておくかという議論になるわけですから、場合によってはここから先に届かないことが起こるかも知れないけどもしょうがないと思います。市役所がつぶれた時はどうするのですかとと言われても市役所がつぶれてしまったのなら

どうしようもないですよねと言うかどうかですよね。

【佐々木部長】そういうことを言うてはいけないということで、例えば外部の避難支援に当たるそういったようなものを法律の中で出てきているわけです。

【矢吹副会長】だから外部の避難支援に当たる人って、はっきりいって町内会長はそんな義務ないですから、いろいろな仕組みの指針の中で言っておりますけど、よくよく考えたらそんな義務ないわけで、もし義務を負わせたら逆にあの人のこの災害の時に支援できる状況にあったのに支援しなかったためにうちの要支援対象者の誰それが死んだとなると、あきらかにお前の不法行為だと言われるわけです。それならば誰が町内会長なんかやるかという議論になってきます。

【佐々木部長】当然そんな義務はありません。

【矢吹副会長】義務がなければ、支援活動者にはならないわけでしょう。

【佐々木部長】法律では避難支援等の支援に携わる関係者っていうだけで義務は負わせてないわけです。

【矢吹副会長】関係者ではないはずですが。義務を負っていないのなら、だからもし逆にいえば関係者を町内会長じゃなくたってどんどん広げていけばいいことになってしまって、全員に各世帯に名簿を配っていますと、みんなお互いに支援すべきですということも言えるようになってしまいますから、災害救助の場合、消防は義務を負っていますから、駐在所に渡して警察官に渡しておきなさい、これも警察法上義務を負っていますからわかりますけれども、町内会長って義務を負っていないのです。だからこの人をそもそも支援関係者とするかどうかというところから議論しなくてははいけませんよ。

【佐藤課長】法的には自主防災組織ですとかそういった方々も避難支援関係者としていいよと書いてありますし、国の通知の中でもどういった方に避難支援関係者になっていただくかという、その状況を見ながらそれは市の方でも考えることができる。

【矢吹副会長】まさにそこを問題にしているのです。だからいいよということと、しなければならぬというのは別なのだから、まず町内会長を支援関係者とするかどうかとそれをきっちり決めなきゃならないわけです。

【斯波委員】それはこの災害基本法でしたか、この法律でもう謳われているのですよね。

【矢吹副会長】いや、謳われてないのです。

【佐藤課長】支援関係者をこういった方々が考えられるっていう中には入っています。

【矢吹副会長】けれども支援関係者は、それをしなければならぬと言ったことではないのです。

【向田会長】石狩市は石狩市でどういう方々にするかってことを決めなきゃならないってことです。

【矢吹副会長】そこまで含むものであれば、当然条例で石狩市の住民の代表者が議論を

して決めるべきではないのでしょうか。

【斯波委員】それっていうのは、他市町村ではどういったようにやっているのですかね、またそういった条例制定っていうのはありますか。

【佐藤課長】そういった条例の制定ですとか審査会で同じようなこの中でのやっている場合もあります。

【斯波委員】先ほどの密封封筒という話も、それは基本法の中ではいっているのでしょうか。

【佐藤課長】いえ、これは少しでもかたちとして見たか見ていないかという部分が確認できることや、それからその形からこれ見てはいけないよなということで、当然、物理的にそういう状況になっていますから、また年1回更新の時にきっちりと封筒ごと交換するとか、そういった中でその約束ごと罰則がない部分かもしれませんが、それを秩序維持しようといった形でのものなのです。

【向田会長】個人情報保護をどうやって守るかっていう話と特異例外的に目的外利用することのバランスの上で出来た話ですよ。

【佐藤課長】災害発生時には同意の有無にかかわらず出すことができますので災害の発生した時に破いて初めて見るという形を事前に確保する方法がないかということで考えたのがこういうことだったのですけども。ですから、こういったことで事前にリストを配布する、そういったリスクがあるっていうのは私たちがわかってはいますが、その段階で渡しておいた方が1人でも多くの命を助けることができるだろうと考えております。

【向田会長】これ一種の立法作業をやっているのだよね、関係者を限定して、そしてその手続き決めているわけです。だから、諮問で我々が答えることを超えているのではないかという気はしています。

【矢吹副会長】条例の方がいいのではないですか。

【植松委員】ちょっと判断が難しいなと思うのは、市の皆さんが考える状況の中で石狩市役所の方って考えれば石狩市外にお住まいの方が大変多いわけで、災害の時に集まってくるのにどれくらい時間がかかり、どういう支援の体制がというところが懸念されているという話は出ていたこともありますし、そういうことも含めて実際に住んでいらっしゃる方になるべくそういう支援の輪が、活動が広がるように考えていらっしゃるのかもしれないのですけれども、あと町内会長さんや自治会長さんにそういうことをお願いするという部分のこのやり方というのは性善説に基づいてお考えになったことですよ。ただそういう役目を担っている方ですけれども、本当に個人情報をたくさん持つ、個人のお宅で持つということのバランスというか判断がとても難しいなと思います。私は一住民としてもどちらがいいのかとずっと考えていますけれども、なかなかちょっと結論は出せないかなという考えです。あと町内会長、自治会長に渡したとして災害発生のどのタイミングでそれを開けるのだから

うか、というのもちよつと気になるというか、さっきからいろいろお話が出ていますけれども、まず一番に持って逃げて、どの段階で開けてそれを使うのだらうとか、自分の自宅の近隣のことを考えてもすごく関係性が希薄になっているということと、それから高齢化がすごく加速しているなど感じていますので、いざという時に広範囲でどんな方が住んでいらっしゃるのかということとはそれぞれあんまり昔のようにはわかっていないのではないかと思います。そうしたときにもしかすると活用できるのかもしれないですけれども、そこと個人情報を持つというバランスの部分と一体どうなのだろうなというのをちょっと考えあぐねますね。

【佐々木部長】 別に市の職員が市外に多く住んでいるからということではないですよ。例えばこういう大災害が起きた際には、どんな役所でも機能ストップしてしまつて実際の現場レベルでの救援にあたることはできないのだということとは阪神淡路大震災から常識になっているものですから、災害弱者を何とかするためには隣近所で助け合つていかななくてはいけないのだということで、ずっと動きが来ているわけです。その中で、石狩市でいえば町内会の単位で自治防災組織というのを作ってもらつて、訓練みたいなこともやってもらつていたつたようなこともあるので、町内会長にこういう名簿をお渡ししましょうかという話をさせていただいていますが、ここの審査会の範囲を超えるというような判断をいただくというようなことであれば議会に諮つてどちらのバランスをとるかといったような判断を仰ぐというのも一つの手であるというように思います。

【矢吹副会長】 まさに住民全体の命にかかわることですからね、まさに住民の代表がここは決めた方がいいのではないかと、多分いろいろな人、いろいろなバランスを考えて、渡した方がいいのではないかと、それはいろいろ問題があるのではないかと議論があるわけで、そうなれば結局はまさに住民自治で住民が決めるべきことだと思うのです、ということは住民の代表である議会が決めるというのが最もいいのではないのでしょうか。

【向田会長】 これは議会で条例つくるとするのはかなり難しいのでしょうか。

【佐々木部長】 それほど難しくはないかもしれません。

【向田会長】 正面から、例えば避難支援者と関係者とはこういうものを言うというような手続きをちゃんと条例の中で載せた方が筋としてはいいと思います。審査会でこれ認めているところもあるという話ですが、筋が悪い感じもします。条例の定めには審査会による意見を聴いて外部提供する時も含まれるという解釈するということ、これはスムーズに事業を進めたいという意図だと思いますが、それはよくわかります。しかしこれを審査会の意見で良しという話にはならないのではないのでしょうか。いかがですか、私もあまり意見を言わないでいたのですけれど、そういう気がします。条例を作って常

日頃からこういう面を備えて避難訓練に使うという道筋をつけた方がいいと思います。いかにもこの災害起きた時に破いてというのは無理がある。

【斯波委員】これは災害対策基本法の作りとして全体の状況が見えないのですけれども、その中で要支援者名簿を作っておきなさいというようなことになっているのでしょうか。そのときにその自治体ごとで基本的なところは全体像、その災害対策基本法に基づいて石狩市としてはどういようなかたちの中でこういう名簿を作りあげていくというような、そういう全体像のものって何かあるのでしょうか。

【佐藤課長】実際はこの防災計画の中でもこの自助、共助、公助があります。この名簿については避難支援等関係者っていうことで公助については消防や警察。共助は今言った町内会です。そういった役割の中で全体を少しでも避難させようということがこの法の中での趣旨でございます。私どもはそういった趣旨を受けて市の防災計画の中で市としてどういう形が一番なじむかを考えながら最終的に石狩市の味付けをしたものを作ろうと思っています。それが今回お話しさせていただいたこういうものだったと。個人情報についての漏れるリスクっていうものを最小限にするためには出すところは狭める、それから先ほどいった民生委員さんのように自分たちで情報源があって別な活動の場がある人たちには出さなくてもいいだろうと。そういうことを考えて2つの箇所限定して出来るだけ漏れないように物理的な工夫をしつつということではあったのです。

【斯波委員】今のお話の中の防災計画の中にこういうことは謳われているのでしょうか。

【佐藤課長】これはですね、今、この審査会に諮らせていただけるのと並行に防災計画の改訂というのをやらなければならないのです。この結果を見ないと改訂も出来ないものですから、それについては並行して今準備を進めてございます。法律の中でも防災計画に定めるところによりというのも第49条の10や次の11にも書いてございまして、こういったことについて方向性として、もし認めていただけるならば、そういうことを書きながら同時並行的に進めていこうというのが今後のスケジュールではございます。

【矢吹副会長】問題はこの49条の11の2項です。法律が例示しているのは地域防災計画の定めるところにより消防機関、都道府県警察、民生委員法による民生委員、社会福祉法による社会福祉協議会、それから自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供すると書いてありますよね。これ見ていくとまず消防機関ですよね。次、都道府県警察ですが、さっきの中で出てきていませんが、これはどうしてでしょうか。

【佐藤課長】警察自体が1番最初に避難誘導ですなどの支援段階で出てくるかということではなく、まず、町内会などの共助が出てくる。災害が発生した場合、私どものところに来ればそれ自体はお渡しすることができます。私たちが生

きていれば。警察はいちばん身近な所での避難誘導などには来ないケースの方が多いかと思うのです。

【矢吹副会長】それは本部からとか署からは無理でしょうけどね。警察だって駐在所と
いうのがあるわけですよ。

【佐藤課長】ただ、そういったところについては、避難誘導に当たるときには消防の人間もいますので、消防については消防の指令センターですとか総合的な情報を持っていきますのでその中で現場の方に消防の無線ですとかそういったもので加えた中で関連機関の関係者とともに避難誘導させると。これについても少しでも出す箇所を限定したといったところでもあります。

【矢吹副会長】逆にいうと、ここでいうと多分消防機関だとか都道府県警察の方から個人情報
が漏れる心配は少ないですよ。

【佐藤課長】それはそうですね、それはよくわかっておりますけどれも、町内会の方々は法令では秘密保持義務というのがありますけど、それ以上に役割的なものとして町内会長さんの普段の活動というのが鍵になるのかなと思います。

【斯波委員】石狩市地域防災計画というのは、現在もあるのですか。

【佐藤課長】あります。

【斯波委員】その段階でこういう名簿の作成云々での話というのは当然盛られてこなければいけないのですよね。

【佐藤課長】それ自体はですね、今の地域防災計画では記載があります。それについては旧名簿であります手挙げ名簿について災害時要援護者対策ということで今の名簿の活用については書いてあります。これがもし可能ならば、訂正をしていかなければいけないなということで並行した準備はしておりましたが、こちらの進捗が合わないとうまくいきません。

【矢吹副会長】さっきの話に戻すと49条の11の条文は但し当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合この限りではないというのが明文の定めですから、裏返しに言えばみんなの名簿を渡しておきたいと言うのであれば条例で決めた方がよろしいのではないのでしょうか。

【佐藤課長】国の通知でもこうは書いてあるけども個人情報の保護審査会に諮ってという部分も当然それを含んでいるということですよ。

【矢吹副会長】正確に言うと、国の通知があるから免責されるわけではないわけですよ、それこそ誰かから損害賠償請求されたときに裁判所に行って国の通知ですからと言ってもそれは通用しないわけですよ、あくまでもこの条文を見てこの条文の解釈になってきます。そうするとできうる限り文言に近い手段を取っておいた方が行政としても安全であり、しかもさっき言ったようにまさに石狩市の市民の命に関することであり、片や個人情報の問題ですから市民の代表がお決めになった方が筋としては非常にいいのではないかと思います。

【佐々木部長】我々の方としてはこの条文の解釈としては国からの通知があったものですから、それであればまず既存の仕組みを使ってご審議いただくのが順番としては先なのかなということで審議にかけさせていただきましたけれども、この場でこういったような結論をいただけるのであればそれを踏まえて条例審議といったようなことに進んでいくのかなというふうに思っております。

【向田会長】いかがですか。これについては条例でやったほうがよろしいのではないかとということでもよろしいですね。

【佐々木部長】消防の方はどうでしょうか。

【矢吹副会長】消防はよろしいのではないですか。

【向田会長】消防の方は特に内部組織に準ずるといったかたちからするならば、外部提供ではありませんからね。そうすると、分けて答申しますか。条例としては一括にしたほうがいいのではないですか。

【佐々木部長】条例ができるまで消防に渡せないことはそんなに支障はないのでしょうか。

【佐藤課長】ただ渡そうと思うと地域防災計画もそれにあわせて変えてないといけません。

【飛鳥主査】結局名簿がいく、いかないというのは、時間がかかるか、かからないかという話ですので、それまでにいつ災害が起きるかがわからない、だから渡すのが遅れても問題はないかもしれないですけども、渡す前に災害が起きてしまえば今持っている情報が消防の方にはいかないという話ですね。

【佐々木部長】なるべく早い方がいいということにはなります。

【飛鳥主査】どちらにしてもなるべく早い方が、いつ災害が起きてもいいようにという備えで渡すものですから、早ければ早い方がいいだろうと考えます。

【矢吹副会長】そういう意味では消防はよろしいです。町内会の方は条例で決めたらいかがですかと、ただそれで条例で決める際に再度そこで消防を入れても条例の作りとしてはおかしくないだろうと思います。

【佐々木部長】消防については答申をいただく方向ではどうでしょうか。

【向田会長】事前提供について石狩北部地区消防事務組合への事前提供については認めると、但し各町内会長及び自治会長については別途議会で審議していただきたいというそういう内容でよいかと思いますけれども、どうでしょうか。

【向田会長】もう一回確認しますが石狩北部地区消防事務組合への事前提供についてはこれを認めるということで、ただし各町内会長及び自治会長への事前提供については不可ということで、付帯意見としてこの件については議会で審議していただきたいということでもよろしいでしょうか。

【椿原課長】それでは、私から報告事項として「平成26年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度の実施状況」について報告をいたします。

添付されております資料4 情報公開・個人情報保護制度の実施状況をご覧ください。

まずは、情報公開制度でございますが、

平成26年度は全体で13件、このうち全部開示が11件、うち10件が市長部局で、1件が教育委員会でございます。

そのうち個人情報を伏せての一部開示が1件、該当文書が存在しない不存在が1件、いずれも市長部局でございます。

続きまして、個人情報保護制度でございますが、個人情報開示請求が1件。こちらは一部開示でございます、市長部局でございます。

なお、異議申立てが0件となっております。

以上、平成26年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況の報告を終わります。

【向田会長】最後の報告につきましてなにかご質問があればどうぞ。

【向田会長】よろしいですか。これを了承ということで終わらせていただきます。

○閉 会

【向田会長】それではなにもなければ、これをもちまして、平成27年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

議事録確定 平成27年 6月13日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印